

港区立神明保育園の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区長（以下「甲」という。）と日本保育サービス（以下「乙」という。）は、平成29年4月1日付けで締結した「港区立神明保育園の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第10章中第52条を第53条とし、第45条から第51条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第11章とし、第9章中第40条から第44条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第10章とし、第8章中第37条から第39条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第9章とし、第7章中第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第8章とし、第6章中第32条を1条繰り下げ、同章を第7章とし、第5章中第30条及び第31条を1条ずつ繰り下げ、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章、章名及び1条を加える。

第5章 一時保育料の収納

（一時保育料の収納）

第30条 乙は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一時保育料の収納事務を行うものとする。なお、事務の詳細は、別に定める業務基準書のとおりとする。

2 原協定別添業務基準書を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月4日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭

乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
千種ニュータワービル17F
株式会社日本保育サービス
代表取締役 荻 田 和 宏